

平成25年 第3回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成25年9月19日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成25年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第61号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第62号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第63号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 認定第1号 平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第12号 平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第64号 築上町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第67号 市町の境界変更について
- 日程第20 議案第68号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第21 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について  
(追加分)
- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第62号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第63号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 認定第1号 平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第12号 平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第64号 築上町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第67号 市町の境界変更について
- 日程第20 議案第68号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第21 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

(追加分)

- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
7番 有永 義正君	8番 丸山 年弘君
9番 吉元 成一君	10番 武道 修司君
11番 塩田 文男君	12番 塩田 昌生君
13番 中島 英夫君	14番 田原 宗憲君
15番 信田 博見君	16番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      補佐 木部 英明君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君    副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 進 俊郎君  
会計管理者兼会計課長 ..... 田中 哲君  
総務課長 ..... 則行 一松君    財政課長 ..... 中野 誠一君  
企画振興課長 ..... 渡邊 義治君    人権課長 ..... 中野 康弘君  
税務課長 ..... 田村 一美君    住民課長 ..... 平塚 晴夫君  
福祉課長 ..... 高橋 美輝君    産業課長 ..... 田村 啓二君  
建設課長 ..... 平尾 達弥君    都市政策課長 ..... 久保 和明君  
上水道課長 ..... 加來 泰君    下水道課長 ..... 古田 和由君  
総合管理課長 ..... 松田 洋一君    環境課長 ..... 永野 隆信君  
農業委員会事務局長 ... 加來 直之君    商工課長 ..... 神崎 一浩君  
学校教育課長 ..... 金井 泉君    生涯学習課長 ..... 宮尾 孝好君  
監査事務局長 ..... 木部 英明君    代表監査委員 ..... 尾座本雅光君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第61号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第61号平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 報告します。議案第61号平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、電算システム改修委託料及び下城井小学校プール改修事業のものが主なもので、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、中島産業建設常任委員長。中島委員長。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第61号平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、干拓水路改修工事及び農業公園整備事業の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

議長(田村 兼光君) 続きまして、信田総務常任委員長。信田委員長。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第61号平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、町有地造成工事及び基地対策費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第2. 議案第62号

議長(田村 兼光君) 日程第2、議案第62号平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第62号平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、各種交付金及び負担金等の額の確定に伴う補正が主なものであり、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第3. 議案第63号

議長(田村 兼光君) 日程第3、議案第63号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第63号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであり、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これ以て質疑を終ります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これ以て討論を終ります。

これより議案第63号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4. 認定第1号

議長(田村 兼光君) 日程第4、認定第1号平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 認定第1号平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について これ第2号、第3号といっているんですか。(「1号だけ」と呼ぶ者あり)所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、中島産業建設常任委員長。中島委員長。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 認定第1号平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、信田総務常任委員長。信田委員長。

総務常任委員長(信田 博見君) 認定第1号平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これ以て質疑を終ります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5. 認定第2号

議長(田村 兼光君) 日程第5、認定第2号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 報告します。認定第2号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第6. 認定第3号

議長(田村 兼光君) 日程第6、認定第3号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 認定第3号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入

歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7. 認定第4号

議長(田村 兼光君) 日程第7、認定第4号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島委員長。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 認定第4号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8.認定第5号

日程第9.認定第6号

日程第10.認定第7号

日程第11.認定第8号

日程第12.認定第9号

日程第13.認定第10号

日程第14.認定第11号

日程第15.認定第12号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第8、認定第5号平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第12号の平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定までは、厚生文教常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第12号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

では、認定第5号から認定第12号までの報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 報告します。認定第5号平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、次に認定第6号平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

日程第8、認定第5号平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、認定第6号平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、認定第7号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第8号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、認定第9号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、認定第10号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

てを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、認定第11号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、認定第12号平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これですべての討論を終わります。

これより認定第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第12号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第16、議案第64号

議長(田村 兼光君) 日程第16、議案第64号築上町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第64号築上町子ども・子育て会議条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町子ども・子育て会議を設置するに当たり新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これですべての討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17.議案第65号

議長(田村 兼光君) 日程第17、議案第65号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島委員長。  
産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第65号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18.議案第66号

議長(田村 兼光君) 日程第18、議案第66号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島委員長。  
産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第66号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第19、議案第67号

議長(田村 兼光君) 日程第19、議案第67号市町の境界変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務常任委員長。信田委員長。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第67号市町の境界変更について、本案について慎重に審査した結果、豊前市の県営角田北部地区の土地改良事業実施に伴う境界の変更であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第20、議案第68号

議長(田村 兼光君) 日程第20、議案第68号市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務常任委員長。信田委員長。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第68号市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議につい

て、本案について慎重に審査した結果、豊前市の県営角田北部地区の土地改良事業実施に伴う水路・里道の財産処分であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第21. 陳情第1号

議長(田村 兼光君) 日程第21、陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島委員長。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、本案につきまして慎重に審査した結果、市町村の森林の整備・保全等の保護の推進状況を見る必要があるということから、継続審査とすべきと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。



本案に対する委員長の報告は継続です。陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。

#### 日程第22. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。

町長からの挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長(新川 久三君) 第3回定例会、9月4日から開会していただきまして、16日間慎重審議をしていただき、議案については全ての議案が可決をいただき、そしてまた、決算についても全て全会一致で、全ての議案、決算とも承認いただいたところでございます。まことにありがとうございました。

さて、非常に今しのぎやすい時期ではございますけれども、だんだん向寒の季節に向かってまいります。議員の皆様にも、御慈愛の上お体のほうを大事にしながら、町政の活動については、ぜひともいろんな参画をお願い申し上げてお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(田村 兼光君) これで、平成25年第3回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員